

概数設計発注が導入されます。

相模原市では、平成22年4月より一部の工事において概数設計発注（概算数量設計発注）を導入します。

概数設計発注は、事前に「変更が予想される数量」として契約しているため、現場不符合等の確認、報告、設計変更上の手続き及び請負者の承諾等といった事務手続きに替え、市と数量確定協議を行うことで工事着手を可能とし、積算業務及び工事現場の効率化が図られるため、導入することにしました。

★概数設計発注とは、工事数量を概数で積算し、契約後に概数公示した工事数量の確定を行う手法で発注する方法をいいます。

★概数とは、代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数値から算出した数量をいいます。

《対象の工事は・・・》

道路舗装工事等、複雑な構造物の築造を含まない維持補修工事を対象とします。

また、概数設計発注の対象となる工事には、特記仕様書及び現場説明書にその旨が明示されています。

《工事数量の扱いは・・・》

請負者は、監督員と現地立会いを行ってから、監督員の指示に基づき、施工範囲を確定し、現場調査、測量を行い、この結果を確定設計数量とし、施工計画書を作成します。

施工計画書の承認後、この数値を施工管理基準値として施工・出来形の管理を行っていただきます。

《設計変更の扱いは・・・》

確定設計数量で変更手続きを行います。また、施工条件等に変更があった場合も変更手続きを行います。

《お問い合わせ先は・・・》

相模原市都市建設局技術監理課 042-769-9256 までお問い合わせください。